

第5回小委員会での主な意見と対応方針

- 資料2-1 2ページにある農業関係者との意見交換について、3団体との意見交換したことは評価できる。この意見交換でどのような意見が出たのか。資料2-2産業用地の検討における、市街地形成検討地区の拡大について、拡大エリアの多くが農地であり、農地が減ってしまう事に心を痛める一方、農業の現状として後継者不足等課題も多々あり農地が減ることもやむを得ないとも思う。
- 農業者との意見交換において、今後の農業は大規模化していく中で、農地と産業用地、居住地の混在することを避けて欲しいとの意見があり、産業集積を図るにあたって既存の産業集積地を拡大する事が、農地・産業用地・居住地の棲み分けにつながると考え、農地をつぶす事にはなってしまうが、市として産業集積を図りながら、土地利用の転換を行っていかねばと考えます。

また、意見交換において、平地でない等使い勝手が悪い土地、大きな機械が入らない農的土地利用がしにくい土地、ほ場整備の行われていない谷間の土地について今後土地利用の転換を図っていかねばならないと感じました。
- これまでの議論に基づいて丁寧に修正作業を行っており、完成度の高い都市マスタープランに近づいてきている。カーボンニュートラル等新しい課題に対する対応の記載方法について、カーボンニュートラルに向けて太陽光パネルの設置が各所であるかと思うが、設置場所についての問題があるのであれば、それに対する何らかの施策を考え記載してはどうか。山間部の森林を切り開き太陽光パネルを設置することで土砂災害につながってしまったケースもある、また、農地において耕作放棄地に少しずつ虫食い状に太陽光パネルを設置することで、生産性の高い農地が確保出来なくなる事や反射光等による環境悪化とう様々な問題が発生する。太陽光パネルの設置に対する記載はいかがですか。
- カーボンニュートラル実現に向けた太陽光発電施設の設置場所について、再生可能エネルギーの普及を推進しなければならない一方、地域においては太陽光発電施設の設置の規制要望をいただいているところもある。都市計画課で所管している景観計画も改定作業を行っており、太陽光発電施設を設置する場所、設置した場合の周辺環境への影響等踏まえて検討し、設置エリアの指定等までは庁内調整等においてまとめ切ることができなかったが、高さや角度等設置する場合の規制について景観計画に記載します。今後も近隣市町や先進地の状況を踏まえ、また、市民意向を把握しながら検討していきます。耕作放棄地の土地利用の転換のひとつとして、太陽光発電施設があるのも現実ですので、再生可能エネルギーの推進と規制について慎重に進めていきたい。

- 第三章の5水と緑、景観の都市づくりに説明いただいた事項を記載してもいいのでは、具体的な事項は景観計画において対応されるとのことですので、大まかな方針を都市マスに記載すると良い。
- 意見を踏まえ、記載等について検討します。

- 居住地内や居住地隣接地において太陽光パネルを設置するケースが多くあり、地元住民と設置業者との間でトラブルになる、法的には問題がないのかもしれないが、市民の住環境を守る意味でも都市マスに何らかの規制について記載してもいいのでは。
- 意見を参考に検討します。

- 現行都市マス策定時に防災減災の都市づくりの方針をつくり、様々なハザードマップを重ねてきたと思います。ハザードマップで重ねていないものとして推定活断層の情報があると思う、推定活断層は不確実性が高いため、土地利用の規制の方針を記載するのはおかしいという事で考慮していないと理解していた。マスタープラン策定後に宅地開発をする際、推定活断層があり、建設会社が調査を行い、活断層を避ける形で地区計画を策定した経緯がある。都市マスにおけるハザードマップに記載のない活断層等については、個別の開発のプロセスの中で個別に検討を行うという方針を都市マスに記載してはどうか。市街地形成検討地区（住居系）を削除したことから心配することなく記載しなくてもよいという解釈か。
- 市街化調整区域において住居系地区計画を策定する場合、都市計画の運用指針にも記載されていることもあり、地区計画策定時に活断層を避ける形で策定した経緯があるが、推定活断層の不確実性が高い中市内全域において活断層を重ねたハザードマップを掲載することは難しい。
- 市街地形成検討地区（住居系）を削除することを明確に記載していることから活断層の記載が無いことについて理解しました

- 今後のスケジュールの資料において、庁内との検討と記載があるが、これまでの検討の中で庁内の様々な計画との整合を図っていかなければならない事項についてや、庁内からの意見等についてお聞かせ願いたい。
- 手元資料で参考資料として添付しています資料が、素案への庁内からの意見と対応方針になります。183件の意見を庁内から頂き整合を図りながら計画原案を作成しました。

第5 2回都市計画審議会での主な意見と対応方針

- パブリックコメントについて、市民がこの計画案を読んで理解することが難しいと思われる。また、都市マスタープランを改定しているという事について、前回改定時にはオープンハウスを実施するなど広報を行っていたかと思う。市民への周知をした方がよい。
 - 今回の改定において日程上オープンハウスの開催は難しい。市民との協議については、改定のためだけではなく今後も継続して行ってまちづくりを進めていく。協議を通して市民に都市マスタープランの周知を行う。

- 市民との対話について、西部地域や沿岸地域との地域の対話において50歳以下の市民の参画状況が重要。将来のまちの在り方についての議論において50歳以下の年代にアプローチをかけ情報共有を行いながらまちの在り方を考えていく事が必要。都市マスの進捗を確認する、評価する必要があるのでは。
 - 都市マスタープランは都市計画の基本的な事項を定める計画書です。見直し時期でなくても様々な議論は行っていくべきであるが、細かく見直しや変更を行う事は方針がぶれることになるので避けるべきである。

今回の改定において、ワークショップ等を通じて若い世代とのつながりができた、今後もこのようなワークショップを開催しながらまちづくりを進めていきたい。

- 今の世の中の流れが非常に早くなっている。三重半導体ネットワークの立ち上げが先日公表された、それについて今回の改定には反映されていないかと思う。それについてどう取り扱うか。
 - 半導体については、三重半導体ネットワークへは参加していないが、国に直接問合せを行い回答待ちの状況である。

- 地域別構想について、地域づくり協議会が地域によって熱量が違う現状の中地域主体で行っていく事が難しく、地域住民の負担になるのでは。
 - 今回の改定において複数の地域と協議を行ってきた中、地域からは地域計画やその他の計画とどう違うのかとのお声を多くいただいた。複数の計画が地域にあることは混乱を招くことになるため、地域の方が主体的に考えていこうとなった場合に都市計画課が一緒になって考え地域計画に都市づくりについて加筆していこうと考えている。

- P21 将来都市構造の図について、商業ゾーンが赤で着色されていて、都市拠点間沿道の車型商業集積を推進していくように見受けられる。都市拠点の着色

を赤にして、商業ゾーンをピンク色に変更した方が整合がとれる。

- ご意見を踏まえ修正します。
- 1ha未満の土地を求める企業が多いとの説明があったが、これは、関連会社が多いのか、IT関連企業が多い等何かしらの傾向、理由があるのか。
 - 詳細は不明だが、現在の事業規模、業績から1ha未満の土地を探す企業が多いと受け取っている。
- 市として、こういった業種の企業を誘致したいといった考えはあるのか。
 - 企業誘致については、産業政策課が担当しており、企業誘致推進戦略を策定し都市マスと同時期にパブリックコメントをかける。企業誘致推進戦略に詳細が記載されているのでご覧ください。
- ボリュームがあり全体を理解するのが難しいかと思う、重点項目等注目すべき点がわかると良いのでは。また、策定後も各課との連携を継続して行ってほしい。
 - 都市マスタープランは、理念や方針を定めている。これに基づいて実行計画を各課が動かしていく事になる。関係各課と緊密に連携を取り進めていく。
- 御菌地区において、中勢バイパスが開通し道路インフラが整備されポテンシャルが高い地域である。農地法が開発におけるネックになる、緩和する方向性での検討はできないか。
 - 改定における参考意見とさせていただきます。
- パブリックコメントにおける意見は都市マスタープランへ反映されるのか。
 - パブリックコメントについて内容を精査し都市計画の方針として反映すべきものについて記載していく。
- 地域づくりは福祉や保健等様々な分野にまたがる、行政の中でも大事なキーワードになっている。計画策定後も市内全体で機運を高め、市内一丸で取り組んで行ってほしい。
- 新土地需要エリア・市街地形成検討地区・スポーツレクリエーションゾーン・スマートIC利活用エリア等は農用地の問題があるかと思う。ゾーニングなので農用地も含まれていると思うが、農用地を外す際、県知事の同意が必要になってくる、10haの連担性のある農地についての意見を言われてくると思う。そこで都市マスタープランで確固たるものとして推進して行って欲しい。

20年後の都市計画のビジョンとなるので、随時の見直しは必要であるが、

あまり見直しをしすぎてしまうとグランドデザインが崩れることになる。あまりぐらつかせないようにしないと、関連計画への影響も出かねない。

- 農用地の問題について、農用地除外のハードルは高いこともある。今回の改定において、産業振興部と連携を図りエリア設定を行った。産業振興部の農政と農用地の除外についても協議を行い改定している。